

九州工業大学交響楽団後援会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、九州工業大学交響楽団後援会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を置く。当分の間、飯塚市幸袋 781-298 に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、九州工業大学交響楽団の発展を援助し、音楽文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の援助を行う。

- (1) 演奏活動に対する援助
- (2) 楽器、設備充実のための援助
- (3) 指揮者、講師招聘のための援助
- (4) 他団体との交流のための援助
- (5) その他、音楽文化の向上に有益と認めた活動に対する援助

第3章 会員

(構成)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する個人および団体をもって構成する。

(退会)

第6条 次の場合には退会したものとみなす。

- (1) 引き続き2年間会費を納入しなかった場合
- (2) 会長あてに退会願が提出されて受理された場合

第4章 役員および事務局

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 会長 (理事) | 1名 |
| (2) 副会長 (理事) | 1名 |
| (3) 理事 | 2名以内 |
| (3) 監事 | 1名 |

(役員を選出)

第8条 役員は次の通り選出する。

- (1) 会長、副会長は、理事会において理事の中から互選する。
- (2) 理事および監事は、会長が委嘱する。
- (3) 会員以外の役員をおくことができる。

(役員の義務)

第9条 役員は、本会を代表し会の運営を統括する。

- (1) 会長は、本会を代表し会の運営を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会において、本会の運営事業の遂行に必要な事項を審議し、決定する。
- (4) 監事は、本会の事業運営ならびに会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員は、次のとおりとする。

- (1) 役員は、任期は3年間とし、再任を妨げない。
- (2) 補欠により選任された役員は、前任者の任期満了時までとする。

(事務局)

第11条 (1) 本会の事務を処理するために事務局を置く。

- (2) 事務局には事務局長および事務局員を置くことができる。
- (3) 事務局長及び事務局員は、会長が委嘱する。

第5章 会 議

(会議の種類)

第12条 本会は、総会と理事会をもつ。

第13条 総会は、会員によって構成し、必要に応じて会長が召集する。

(理事会)

第10条 理事会は、会長、副会長、理事によって構成し、会長が召集する。幹事は、理事会に出席し、発言することができる。

(会議の定足数)

第11条 理事会は、構成員の過半数の出席で成立する。総会には、定足数を設けない。

(会議の議決)

第12条 理事会および総会の議決は、出席者の過半数の賛成で可決する。

第7章 会 計

(経費の支弁)

- 第13条 (1) 本会の経費は、年会費、寄付金その他の収入をもってあてる。
- (2) 年会費は、法人1口5,000円、個人1口1,000円とし、何口でも良い。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

付則

1. 本会則は、2012年4月1日改定施行する。